

諮問庁：財務大臣

諮問日：令和4年3月8日（令和4年（行情）諮問第193号）

答申日：令和4年11月2日（令和4年度（行情）答申第300号）

事件名：布マスク配布の財務情報に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年8月6日付け財計第3548号により、財務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

原処分は、違法かつ不当である。即ち、安倍政権が400億円以上を投入して開始した1世帯2枚の布マスク配布（俗称・アベノマスク）の予算等の財務情報は、重要施策としてこれらの文書は存在しているはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 令和3年5月24日付（同年6月1日受付）で、法3条に基づき、審査請求人から処分庁に対し、本件対象文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）が行われた。

(2) これに対して、処分庁は、法9条2項の規定に基づき、令和3年8月6日付財計第3548号により、文書不存在による不開示決定（原処分）を行った。

(3) この原処分に対し、令和3年11月8日付（同年11月9日受付）で、行政不服審査法2条に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）が行われたものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書の記載によると上記第2のとおりである。

3 諮問庁としての考え方

本件は、処分庁に対し、令和3年5月24日付（同年6月1日受付）で下記を開示請求内容とする行政文書開示請求書が提出されたもの。

・安倍政権が400億円以上を投入して開始した1世帯2枚の布マスク配布（俗称・アベノマスク）の予算等の財務情報に関する資料（例えば、入札関係書類・契約書・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書等）。

処分庁は、上記請求書に対し、同年7月5日付の「行政文書開示請求書（文書受付番号：第30200号）の補正について」で、請求内容のうち、「入札関係書類・契約書・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類」については予算措置後に厚生労働省で検討されている事項であり、該当する文書は無いと考えられる旨を伝えるとともに、「議会における想定問答集・検討書・報告書等」について、『入札や契約に関する文書』を意味しているのか、『布マスク配布の予算措置に関する文書』も含むのか、必ずしも明らかではなかったため、審査請求人に補正を求めた。この際、『入札や契約』に関する文書をお求めの場合は、上記の入札関係書類等と同様に厚生労働省で検討されている事項であり、該当する文書は無いと考えられる旨を伝えるとともに、『予算措置に関する文書』をお求めの場合は、予算書等は財務省ホームページで公表している旨を案内し、ホームページで公表しているものも含め開示するかどうか確認を行っている。

これに対し、同年7月10日付（同年7月13日受付）で審査請求人から、請求する行政文書の名称等を以下のとおり『入札や契約』に関する文書を請求する旨の補正をする回答がなされた。

・安倍政権が400億円以上を投入して開始した1世帯2枚の布マスク配布（俗称・アベノマスク）の予算等の財務情報に関する資料（例えば、入札関係書類・契約書・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書等（入札及び契約に関する文書））（但し、HP上で公表されているものは、その旨及びアクセス先を明記して下さい。）

審査請求人が求める行政文書は、上記補正の回答から、いずれも『入札や契約』に関する文書と考えられるが、これらは、予算措置後に厚生労働省で検討されている事項であり、『入札や契約』に当たって財務省に協議するものではないため、処分庁が保有しているとされる事情は認められない。

その上で、財務省主計局において、請求内容に基づき文書探索を行った結果、本件対象文書の保有を確認できなかったことから、原処分を行ったものである。

本件審査請求を受けて、あらためて財務省主計局において共有フォルダ

等を再度探索したが、本件対象文書の保有は確認できなかった。

4 結論

以上のことから、処分庁が法9条2項に基づき行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月13日 審議
- ④ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書は、布マスク配布事業に係る予算等の財務情報に関する資料のうち、入札及び契約に関する行政文書である。
- (2) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて説明を求めさせたところ、上記第3の3に加え、諮問庁は以下のとおり説明する。

各省庁の実施する事業については、予算措置がなされた後、各省庁の責任において、入札や契約といった予算の執行が行われているところ、布マスク配布事業に係る入札及び契約についても、予算執行段階において厚生労働省で検討されている事項であり、財務省と協議するものではないことから、本件対象文書は財務省において作成及び取得するものではない。

したがって、財務省において、本件対象文書は作成・取得しておらず、保有していない。

- (3) 当審査会において、財務省のウェブサイトを確認したところ、同ウェブサイトには新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費の使用額が掲載されており、当該経費使用に係る所管が厚生労働省とされていることからすると、審査請求人が開示を求める「入札や契約に関する文書」を財務省では保有していないとする上記(2)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。また、上記第3の3の探索の範囲、方法が特段不十分であるともいえない。

したがって、財務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、財務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 白井玲子, 委員 常岡孝好

別紙（本件対象文書）

安倍政権が400億円以上を投入して開始した1世帯2枚の布マスク配布（俗称・アベノマスク）の予算等の財務情報に関する資料（例えば、入札関係書類・契約書・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書等（入札及び契約に関する文書））（但し、HP上で公表されているものは、その旨及びアクセス先を明記して下さい。）